

茨木市自治会集会施設等整備事業補助制度

【別紙】

1 補助対象要件

- ・茨木市長に届け出た自治会等によって管理運営及び利用され、自治会等の活動の増進に寄与する施設であること（施設の管理運営経費、整備費等について、行政や各種団体から補助等を受けている場合は、対象となりません。）
- ・自治会等が存在する地域を対象として設置された施設であること
- ・整備事業の実施について、自治会等の加入者の同意があること
- ・整備に要する経費が20万円以上であること
- ・事業実施年度内（3月末日まで）に完了する整備事業であること
- ・会議及び集会に必要な設備を整えている施設であること
- ・建築基準法その他の法令に適合する施設であること

2 補助の種別及び補助金額

種 別	事業の内容	補助限度額	補助率
新 築	更地に新たに集会施設を建設する事業。	200万円	当該事業に要する経費の 1/2 (対象外の経費を除く)
建替え	既存の施設を全部除去した土地に、新たに集会施設を建設する事業。		
上記の新築、建替え事業で1,000万円以上の経費がかかる場合		300万円	
増改築	既存集会施設の延べ面積を増加(別棟で建てる場合を含む。)させるもの。 又は、集会施設の主要構造部の改造を行い、整備前の規模構造と著しく異ならないもの。	100万円	
修 繕	施設の維持管理上必要と認められる補修で改築の程度に至らないもの。 又は、高齢者や障害者が集会施設を利用する際の支障となる障害部分をなくすための整備。	100万円	
ブロック塀等の撤去	集会施設等の敷地内のブロック塀等の撤去及びそれに伴う外構の整備。	100万円	

【注意事項】

- ①茨木市自治会集会施設等整備事業補助を受けた同一年度における1自治会等に対する補助の回数は、1回を限度とします。
- ②茨木市自治会物置設置事業補助を受けた同一年度には、この補助を受けることはできません。
- ③この新築・建替えについて補助を受けた場合、補助制度を利用した年度の翌年度の初日から5年を経過しなければ、再びこの補助を受けることはできません。

(裏面あり)

3 対象経費

◇新築・建替えの場合

本体工事、建具工事、設備工事

◇増改築の場合

本体工事、建具工事、設備工事の増築・改築

◇修繕の場合

・老朽化等による一般的な修繕の場合

建物の主要な部分（基礎、土台、柱、壁、はり、屋根、床、天井、階段など）の修繕及び付帯工事（給水設備、排水設備、電気（エアコン含む）・ガス設備）

・バリアフリー化の場合

バリアフリー化のための設備の設置及び付帯工事（廊下や通路のスロープ、階段等の手すり、車いす用トイレなど）

※次のような経費は、補助の対象とはなりません。

- ・土地に関する経費（土地改修費、借地料、整地費など）
- ・建物の取り壊し費（仮設工事費（足場など）も含む）
- ・屋外工事費（造園、門扉、導入路、駐車場の設置など）
- ・調度品、備品購入費（机、椅子、テレビなど）
- ・同一建物で集会施設以外の用途に供する部分の工事費
- ・一般的に管理運営上の修繕と考えられる工事に係る経費（襖、畳の貼替えなど）

4 手続き

地域コミュニティ課と協議のうえ、「茨木市自治会集会施設等整備事業補助金交付申請書」を提出してください。

5 補助対象自治会等の選定

予算に限りがありますので、予算の範囲内での補助になります。申請が可能かどうか、事前に地域コミュニティ課にご相談をお願いします。

6 その他注意事項

◇次のいずれかに該当する場合は、補助金の取消又は返還となります。

- (1) 虚偽の方法により補助金交付の決定又は補助金を受けたとき。
- (2) 補助の対象となった集会施設を、集会以外の目的に供するものとしたとき。
- (3) 施設を第三者に譲渡する、あるいは長期間使用权を設定するなど集会施設としての目的を阻害したとき。
- (4) 補助金交付の条件とその他茨木市自治会集会施設等整備事業補助要綱の規定に違反したとき。

7 問い合わせ・提出先

茨木市 市民文化部 地域コミュニティ課（市役所 本館2階）TEL 620-1604

担当：松盛、靱谷